

四半期報告書

(第49期第3四半期)

自 平成27年4月1日

至 平成27年6月30日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9

2 役員の状況

	9
--	---

第4 経理の状況

	10
--	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14

2 その他

	18
--	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

	19
--	----

[四半期レビュー報告書] [確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月11日
【四半期会計期間】	第49期第3四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648-2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235-5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第3四半期連結 累計期間	第49期 第3四半期連結 累計期間	第48期
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成26年 6月30日	自平成26年 10月1日 至平成27年 6月30日	自平成25年 10月1日 至平成26年 9月30日
売上高 (百万円)	39,604	41,194	54,502
経常利益 (百万円)	5,482	6,880	6,401
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,086	3,955	3,604
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,295	4,932	3,827
純資産額 (百万円)	59,375	63,387	59,906
総資産額 (百万円)	69,253	74,676	75,266
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	115.98	149.10	135.55
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	115.65	148.56	135.15
自己資本比率 (%)	83.7	82.9	77.7

回次	第48期 第3四半期連結 会計期間	第49期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	43.90	42.39

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

I 経営成績

株式会社TKCおよびその連結子会社等4社を含む連結グループの当第3四半期連結累計期間（以下、当第3四半期）における経営成績は、売上高が41,194百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）4.0%増）、営業利益は6,696百万円（前期比26.3%増）、経常利益は6,880百万円（前期比25.5%増）、四半期純利益は3,955百万円（前期比28.2%増）となりました。

当第3四半期の売上高・営業利益・経常利益・四半期純利益は、前期実績を超える結果となりました。その主たる要因は、会計事務所事業部門および地方公共団体事業部門の両部門においてクラウドサービスの受注が順調に伸展したこと、および地方公共団体事業部門において、番号制度開始に伴う住基システム改修対応のソフトウェアを提供開始したことによります。

また、当初計画で計上したソフトウェア開発費の資産計上額が過少であったため、これを修正したこと、および社内の経費節減努力等により当初計画と比較して売上高・営業利益・経常利益・四半期純利益が増加したことによります。

当第3四半期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第3四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

①会計事務所事業部門における売上高は28,753百万円（前期比2.3%減）、営業利益は4,965百万円（前期比5.3%増）の業績となりました。

②コンピューター・サービス売上高は、前期比2.4%減となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」をはじめとするクラウドサービスの利用件数が伸展した一方で、これまで当社センターシステムで出力していた会計帳簿等を、会計事務所または関与先企業においても出力可能とする機能強化を図るとともに、販売価格を引き下げたことによるものです。

③ソフトウェア売上高は、前期比4.7%増となりました。これは、FX4クラウドの利用件数が伸展し、これに伴うソフトウェアレンタル売上高が増加したことによるものです。

④コンサルティング・サービス売上高は、前期比7.3%減となりました。これは、FX4クラウドの普及に伴い、クライアント・サーバー型システムからクラウドサービスへの移行が伸展し、ハードウェア保守料収入が減少したことによるものです。

⑤パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比24.1%減となりました。これは、クラウドサービスへの移行の伸展によりサーバーの需要が減少したことと、前期においてはマイクロソフト社のWindowsXPのサポート終了や消費税増税によるパソコンのリプレース需要が高まりましたが、当期にはこのような要因がなかったことによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

①地方公共団体事業部門における売上高は9,863百万円（前期比29.3%増）、営業利益は1,624百万円（前期比213.4%増）の業績となりました。

②コンピューター・サービス売上高は、前期比8.3%増となりました。これは、衆議院解散総選挙および統一地方選挙に伴う売上が増えたこと、クラウドサービスの伸展に伴うTISCサービス利用料の増加によるものです。

③ソフトウェア売上高は、前期比133.7%増となりました。これは、番号制度開始に伴う住基システム改修対応を行い、提供したことなどによるものです。

④コンサルティング・サービス売上高は、前期比70.0%増となりました。これは、前期までに受注したTASKクラウドサービスの移行業務の完了により、その導入支援に関する売上が増加したことによるものです。

⑤パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比29.3%減となりました。これは、前期の消費税増税前に集中したパソコン、サーバー等のハードウェアの受注が今期減少したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

①印刷事業部門における売上高は2,578百万円（前期比1.3%増）、営業利益は97百万円（前期比61.1%増）となりました。

②データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比7.8%増となりました。これは、衆議院解散総選挙関連商品や官公庁の大口の入札物件、その他顧客企業のDM受注が増加したことによるものです。

③ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比2.9%減となりました。これは前期に獲得した大口帳票の定期受注が増加した一方で、ビジネス帳票の需要減退が続いており、さらに前期にあった官公庁の大口スポット受注が今期はなかったことによるものです。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成27年6月30日現在の会員数は1万800名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

（1）TKC全国会の活動について

①TKC全国会創設50周年（平成33年）に向けての政策課題と戦略目標

TKC全国会では、「TKC全国会創設50周年に向けての政策課題と戦略目標」を掲げ、TKC会員事務所数の拡大と関与先企業数100万社を目指した戦略目標を設定するとともに、「中小企業の存続・発展の支援」に向けた積極的な取り組みを行っています。

その具体的な戦略目標は以下のとおりです。

- 1) TKC会員事務所数：1万超事務所
- 2) TKC会員事務所の税理士数：1万5,000人
- 3) K（継続MA Sシステムの徹底活用）・F（TKC自計化システムの普及）・S（税理士法第33条の2による「書面添付」の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社
- 4) 巡回監査士数：2万人
- 5) 企業防衛加入関与先企業数：30万社

②TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会では、統一行動テーマ「Chance, Change and Challenge 未来を拓く。TKC会計人の新成長戦略2021!」を掲げ、戦略目標を実現するためのロードマップを策定しました。

このロードマップでは創設50周年（平成33年）までの期間を3つに分け、その第1ステージの期限となる平成28年12月末までの具体的な活動を以下のとおり定めています。

- 1) 会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう
- 2) 書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう
- 3) 決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう
- 4) 会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう

こうしたTKC全国会の活動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではその活動を支援し、中小企業の存続と発展に役立つコンピューター・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

（2）「TKC経営戦略2021」について

当社は、平成26年1月に「TKC経営戦略2021」を発表しました。これはTKC全国会の戦略目標達成を支援するため、当社が重点的に支援する項目を「TKC会員事務所数1万超事務所」と「TKC自計化システム50万社」の2つとし、その具体的な施策をまとめたものです。

①「TKC会員事務所数1万超事務所」に向けた支援活動

TKC全国会では「TKC会員事務所数1万超事務所」を実現するため、平成28年9月末までにTKC会員事務所を9,501事務所以上とするための「プロジェクト9501」を平成27年1月より開始しました。

当社では当活動の支援に向けてTKC全国会と緊密に連携し、未入会税理士への入会促進活動を行っています。

当第3四半期においては、「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」への関心の高まりを捉え、TKC会員向けの「会計事務所向けマイナンバー制度研修会」を全国で142回開催し、この研修会へのTKC未入会税理士の参加を促進しました。その結果、625事務所から税理士、会計事務所職員765名の申し込みをいただきました。参加者からは「制度の単なる説明ではなく会計事務所が行うべき対応策が明確で、大変参考になった」などの高い評価を得ました。当社では、参加した未入会税理士に対する入会促進を重点的に行いました。

こうした活動の結果、平成27年6月30日現在のTKC会員数は10,800名、事務所数は9,100事務所となりました。

②中小企業に対する自計化推進活動（FXシリーズの推進活動）

当社では中小企業経営者による自社の経営状況のタイムリーな把握と経営計画の進捗状況の確認を支援する自計化システム「FX2」と「e21まいスター」（以下、FXシリーズ）の普及促進に注力しています。

この一環として、従来の会計帳簿等の提供方式に加え、平成26年10月より関与先企業がFXシリーズから会計帳簿等の印刷を可能とする「制度会計タブ」方式の提供を開始しました。また、平成27年1月からは、TKC会員事務所がFXシリーズを利用する関与先企業の会計帳簿等を「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」から印刷できる「OMS出力」方式の提供も開始しました。

これらの施策は、当社システムの従来の強み（「自社データセンターによるセキュアなデータ保管」や「TKC経営指標による同業他社比較」、「『記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）』による決算書の信頼性向上」など）に加え、帳簿書類を関与先企業へ迅速に提供できる仕組みを提供することでFXシリーズの商品力を一段と強化することを目的としています。

また、新たな出力方式の提供に伴い、これを選択した関与先企業分の処理料金を引き下げました。これはTKC会員事務所のメリットを強化することで、自計化推進の活性化を図ることを目的としています。

当第3四半期においては、第2四半期に引き続いて、TKC会員事務所に対して新しい出力方式利用による自計化推進のメリットを訴求するとともに、推進対象企業の抽出や当社社員が会計事務所と同行して、企業へFXシリーズの利用を推進する活動を実施しました。

こうした活動の結果、FXシリーズは平成27年6月30日現在で約21万5,000社の関与先企業に利用されています。

③マネーツリー社との提携について

当社では、FXシリーズの機能強化を目的にマネーツリー株式会社との業務提携契約を4月3日に締結しました。マネーツリー社は、全国1,300超の金融機関の取引データを一元管理できるデータアグリゲーションサービスを提供しており、当社ではこのサービスを利用して、データの取り込みとこれを基に自動で伝票を起票する機能をFXシリーズに搭載します。

これにより、経理業務に人員を割けない小規模事業者（個人事業主）における預金通帳、領収書、請求書などからの起票事務を省力化し、迅速かつ正確な経理業務の実現を支援することを狙いとしています。

この機能は平成27年11月にパイロット版での提供を予定しています。

④中堅企業に対する自計化推進活動（「FX4クラウド」の推進活動）

当社では、TKC会員の中堅優良関与先企業の離脱防止と関与先企業拡大の支援を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」を提供しています。

当第3四半期においてはFX4クラウドの促進を行う事務所の増加を目指し、企業規模の大きな関与先を多く持つ会員事務所へ所内研修会の開催や自計化推進会議の開催支援、関与先企業への同行訪問活動等を実施しました。

こうした活動の結果、平成27年6月30日現在の利用企業数は7,100社となりました。

(3) 「TKC全国会7000プロジェクト」への支援活動

国は平成25年3月に「経営改善計画策定支援事業」を開始しました。これは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい中小企業・小規模事業者を対象として、税理士・公認会計士等の認定支援機関が経営改善計画などの策定支援を行うものです。

TKC全国会ではこれを受け、「7000プロジェクト」を設置して認定支援機関であるTKC会員に対して当事業への積極的な参画を勧奨してきました。なお、平成27年3月までとされてきた支援事業の利用申請期限は平成27年2月に撤廃され、経営改善計画策定支援活動は認定支援機関の恒久的な役割となっています。

当社ではTKC全国会の活動を支援するため、当第3四半期において社内の部門横断的な組織である「TKC7000プロジェクト推進支援本部」を新たに設置し、各地で開催された7000プロジェクト実践会の開催支援や信用保証協会・金融機関との関係強化に努めました。

また、システム面では経営改善計画の策定に役立つ「継続MASシステム」のレベルアップや計画のモニタリングを支援するため、「FXシリーズ」に搭載している「銀行報告用ボタン」の機能強化などを行いました。

加えて、当社では、6月18日にTKC全国会、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と三者で「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。これは、①三者の連携強化、②中小企業の支援の充実——を目的とし、これまでTKC全国会と共に行ってきた“中小企業支援の担い手としての活動”が評価され、実現したものです。

当社ではTKC全国会と協力し、中小機構との情報交換会や講師派遣、共済制度の推進などをさらに伸展させる予定です。

(4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、「記帳適時性証明書」を発行しています。これは、過去データの遡及的な訂正・加除の会計処理（訂正・追加・削除）を禁止する当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを、株式会社TKCが第三者として証明するものです。

この記帳適時性証明書は、全国の金融機関から高く評価され、平成27年6月30日現在、三菱東京UFJ銀行の融資商品「極め」をはじめ、商工組合中央金庫など全国44の金融機関において融資や金利優遇の判断にこれを用いる融資商品が提供されています。

当第3四半期からは、①当社の自計化システムは過去データの修正・加除ができないこと、並びに②決算書がどのような過程で作成されたかを第三者であるTKCが証明する記帳適時性証明書を会員会計事務所へ提供している——ことを訴求する広報・広告活動を新聞や雑誌、テレビなどを通して展開しました。

(5) 「社会保障と税の一体改革」への対応

マイナンバー制度では、法定調書や健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届などの手続きに個人番号の記入が義務付けられます。そのため企業ではパートタイマーやアルバイトを含む全ての従業員等の個人番号およびその扶養家族の個人番号を取得し、その管理においては「番号法」および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に定められた「個人番号を適切に管理するために必要な措置（安全管理措置）」を講じることが求められます。これは企業から各種申請手続きを委託される会計事務所も同様で、適切な管理・運用の仕組みの整備には多大な負担が発生します。

そこで当社では、「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」および「戦略給与情報システム（PXシリーズ）」の機能強化を図るとともに、個人番号を暗号化しTKCのデータセンターに保管する仕組みを提供します。

当第3四半期においては、PXシリーズのオプションシステムとして、中小企業等が安全・安心・簡単にマイナンバーを収集・保管・利用できるようにする「PXまいポータル」（平成27年11月提供予定）の開発を進めています。

また、会計事務所の円滑なマイナンバー制度への対応を支援するため、TKC全国会と連携して「会計事務所向けマイナンバー制度研修会」を全国142カ所で開催し、6,070事務所13,795名が参加しました。

(6) 関与先拡大支援活動

①中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、グループの成長戦略として海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理体制の強化が必至となっています。また、IFRS（国際会計基準）については、任意適用要件が緩和されたこともあり上場企業を中心に任意適用企業が増加しており、その動きはさらに顕著になっています。加えて平成27年5月に施行の改正会社法により、子会社管理の強化も含め企業グループにおける内部統制システムの強化が求められています。

税務分野では連結納税制度の申請件数は減少しているものの、平成27年度税制改正により法人税の法定実効税率が段階的に引き下げられる等、複雑化する税効果計算に対する解決策が求められています。さらに、全ての市区町村が地方税電子申告の受け付けを開始したのを受け、中堅・大企業においても電子申告の利用が急速に進んでいます。

当社では、このような環境の変化を捉え、中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」ほか）を積極的に推進し、平成27年6月30日現在で約2,300企業グループ（約1万6,000社）に利用されています。

当第3四半期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成27年6月30日現在の会員数は約1,100名）と連携して、「コーポレートガバナンス・コード」「税制改正」をテーマとしたセミナーを開催しました。また、当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かしたクロスセールズを実施しました。

②海外展開支援

各国の会計システムと連携し、親会社が海外子会社の経営状況をリアルタイムで容易に把握することのできる「海外ビジネスモニター（英語名：Overseas Business Monitor）」の推進に取り組みました。

また、平成27年6月には、中国子会社の業績管理をテーマに「海外展開支援セミナー」を開催しました。

(7) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる26万5,000件超（平成27年6月30日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には87万件超の文献情報、46の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成27年6月30日現在で1万5,000超の機関に利用されています。

当第3四半期においても、株式会社ぎょうせい殿との共同販売体制によるTKCローライブラリー基本サービスセット、交通事故関連やビジネス法務関連など実務に役立つコンテンツを軸とした販売促進に取り組むとともに、登録5年未満の弁護士を対象とした「法律事務所実務セミナー」を開催し好評を得ました。これらの活動により、弁護士や企業法務部等の実務家への販売強化を図っています。

アカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院に対してコストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在70校で利用されています。また、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）に加え、新たに「学習支援NAVI」「判例学習ドリル」の2つのシス

テムを投入し、司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能を提供したことにより、利用者が拡大しています。

さらに「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売については、大韓民国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成27年6月30日現在で60件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 市町村向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、人口50万人程度までの市区町村を対象に「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。このサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されており、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が単一のパッケージシステムを共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）できることから、総務省が推進する「自治体クラウド」としても注目されています。特に、基幹系（住基・税・財務）システムでは利用団体（180団体）のうち、「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」（18町村）や「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」（4市町）など全国66団体（平成27年6月30日現在）がクラウド方式を採用しています。

また、平成27年3月よりTASKクラウドサービスの後継として「新世代TASKクラウド（番号制度対応版）」の正式提供を開始しました。このシステムは「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」へ対応するとともに、新任や臨時の職員など業務に不慣れな方でも迷わず正しい処理を可能とするなど大幅な機能強化を図ったものです。当第3四半期においては、今年10月に予定される番号通知に向けた対応準備を進めるとともに全国の市区町村に対して本格的な提案活動をスタートし、「TASKクラウドフェア2015」（6月30日～9月4日、全国18都市で開催）などを通じて新製品への理解促進に努めました。

(2) 住民向けクラウドサービスの拡充

平成28年1月からの個人番号の利用開始に伴い、総務省が推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」サービスの導入機運が急速に高まっています。当社では、これを実現するシステムとして「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」（平成27年6月30日現在で11団体稼働）を提供しています。全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして多くの稼働実績を持つことから、政令指定都市を含め全国から引き合いが相次ぎ、当期においては神戸市に次ぎ姫路市など16団体から受注しました。

(3) 地方税の電子申告への対応

当社では、（社）地方税電子化協議会殿（総務省の外郭団体）の運営する地方税電子申告データの地方公共団体への配信サービスを、当社のデータセンターTISCをサービス拠点として提供するとともに、各団体が運用する税務システムとの「データ連携サービス」を当社の独自サービスとして開発提供しています。特に本サービスの推進にあたっては、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダーとともに提案活動を展開したことにより、平成27年6月30日現在で約700団体に利用されています。

また、平成25年1月より提供開始した「TASKクラウド課税資料イメージ管理サービス」は、所得税確定申告書や給与支払報告書などの各種課税資料をイメージ化し、当社のデータセンターTISCで一元管理し、効率的な検索・照会を可能とするサービスであり、平成27年6月30日現在で34団体に利用されています。

(4) 法律および制度改正等への対応

①マイナンバー制度への対応

平成27年10月からスタートするマイナンバー制度への対応に伴う各種機能の追加を図りました。また、顧客団体の円滑な制度導入を支援するため職員研修などを開催するとともに、「個人番号を適切に管理するために必要な措置（安全管理措置）」に欠かせない情報セキュリティ対策ソリューションを体系化し、顧客団体に対して提案を行いました。

②地方公会計の統一的な基準への対応

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総務大臣通知 平成27年1月23日公表）を受け、市区町村では原則平成29年度までに「複式簿記の導入」「固定資産台帳の整備」を前提とした統一基準による財務書類等を作成することが求められています。

当第3四半期においては、日々仕訳（リアルタイム変換方式）に対応した「TASKクラウド公会計システム」と関連システムである「TASKクラウド固定資産管理システム」の新基準への対応を進めるとともに、全国の市区町村に対して積極的な提案活動を行いました。その結果、当期において山梨県韮崎市、北杜市、静岡県下田市など10団体から受注しました。

③社会保障と税の一体改革への対応

「社会保障と税の一体改革」により、市区町村ではその対応が急務となっています。このうち社会保障制度改革では、「子ども・子育て」「医療介護」「年金」「貧困・格差・低所得者対策」の分野で各種施策がとられており、当社ではこれらに完全準拠したシステムの提供に取り組んでいます。当第3四半期においては、今年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度および平成27年度介護保険制度改正に対応したシステムの開発・提供を行いました。

4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

当第3四半期はビジネスフォーム印刷分野ではビジネス帳票の売上減少が続いているものの、前期に開拓した大口定期帳票の伸びにより減少は小幅となりました。また、データプリントサービス分野では、選挙関連商品のスポット受注、官公庁の大口の入札物件、顧客企業のDM物件獲得などにより売上が増加し、全体的には前期比1.5%増の売上高となりました。

II. 財政状態

当第3四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次のとおりです。

1. 資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、74,676百万円となり、前連結会計年度末75,266百万円と比較して589百万円減少しました。

(1) 流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、31,918百万円となり、前連結会計年度末34,944百万円と比較して3,026百万円減少しました。

その主な理由は、「現金及び預金」が906百万円、「受取手形及び売掛金」が1,009百万円減少したこと等によるものです。

(2) 固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、42,758百万円となり、前連結会計年度末40,321百万円と比較して、2,436百万円増加しました。

その主な理由は、「長期預金」が1,500百万円減少したものの、「投資有価証券」が3,386百万円増加したこと等によるものです。

2. 負債の部について

(1) 流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、8,299百万円となり、前連結会計年度末13,281百万円と比較して、4,981百万円減少しました。

その主な理由は、「買掛金」が1,618百万円、「未払法人税等」が1,385百万円および「賞与引当金」が1,607百万円減少したこと等によるものです。

(2) 固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は、2,988百万円となり、前連結会計年度末2,078百万円と比較して、910百万円増加しました。

その主な理由は、「その他」に含まれているリース債務557百万円および子会社東京ラインプリンタ印刷株式会社におけるDPSソリューションセンター建設に伴う「長期借入金」が384百万円増加したこと等によるものです。

3. 純資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、63,387百万円となり、前連結会計年度末59,906百万円と比較して3,480百万円増加しました。

その主な理由は、「利益剰余金」が2,442百万円および「その他有価証券評価差額金」が946百万円増加したこと等によるものです。

なお、当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は、82.9%となり、前連結会計年度末77.7%と比較して5.2ポイント増加しました。

III 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

IV 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は58百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第 一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	26,731,033	—	5,700	—	5,409

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 199,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,488,400	264,884	—
単元未満株式	普通株式 42,833	—	—
発行済株式総数	26,731,033	—	—
総株主の議決権	—	264,884	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株（議決権の数6個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	194,300	—	194,300	0.73
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	199,800	—	199,800	0.75

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,625	22,719
受取手形及び売掛金	7,685	6,676
たな卸資産	870	568
その他	2,798	1,985
貸倒引当金	△37	△32
流動資産合計	34,944	31,918
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,364	5,636
土地	6,334	6,345
その他（純額）	1,969	2,075
有形固定資産合計	13,668	14,058
無形固定資産	2,744	3,234
投資その他の資産		
投資有価証券	6,851	10,238
長期預金	12,700	11,200
差入保証金	1,349	1,358
その他	3,006	2,667
投資その他の資産合計	23,908	25,464
固定資産合計	40,321	42,758
資産合計	75,266	74,676
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,296	1,677
短期借入金	328	131
未払金	3,767	2,988
未払法人税等	1,783	398
賞与引当金	2,708	1,100
その他	1,397	2,003
流動負債合計	13,281	8,299
固定負債		
長期借入金	—	384
退職給付に係る負債	1,084	1,277
その他	994	1,327
固定負債合計	2,078	2,988
負債合計	15,359	11,288

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	47,399	49,841
自己株式	△406	△382
株主資本合計	58,102	60,568
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	388	1,335
その他の包括利益累計額合計	388	1,335
新株予約権	100	127
少数株主持分	1,315	1,355
純資産合計	59,906	63,387
負債純資産合計	75,266	74,676

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	39,604	41,194
売上原価	14,380	14,088
売上総利益	25,223	27,106
販売費及び一般管理費	19,919	20,409
営業利益	5,304	6,696
営業外収益		
受取利息	13	21
受取配当金	90	96
保険配当金	19	16
受取地代家賃	26	28
持分法による投資利益	11	7
その他	19	17
営業外収益合計	180	187
営業外費用		
支払利息	1	3
自己株式取得費用	0	—
為替差損	0	0
その他	—	0
営業外費用合計	2	3
経常利益	5,482	6,880
特別利益		
固定資産売却益	1	—
補助金収入	—	10
特別利益合計	1	10
特別損失		
固定資産売却損	8	—
固定資産除却損	2	69
減損損失	7	—
特別損失合計	18	69
税金等調整前四半期純利益	5,465	6,821
法人税、住民税及び事業税	1,533	1,620
法人税等調整額	834	1,220
法人税等合計	2,367	2,840
少数株主損益調整前四半期純利益	3,097	3,980
少数株主利益	11	24
四半期純利益	3,086	3,955

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,097	3,980
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	197	950
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	197	951
四半期包括利益	3,295	4,932
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,279	4,902
少数株主に係る四半期包括利益	15	29

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が51百万円増加し、利益剰余金が44百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更により、当第3四半期連結会計期間末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は263百万円減少し、法人税等調整額が325百万円、その他有価証券評価差額金が62百万円、それぞれ増加しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	1,358百万円	1,654百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年12月20日 定時株主総会	普通株式	585	22	平成25年9月30日	平成25年12月24日	利益剰余金
平成26年5月12日 取締役会	普通株式	585	22	平成26年3月31日	平成26年6月16日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	583	22	平成26年9月30日	平成26年12月22日	利益剰余金
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	875	33	平成27年3月31日	平成27年6月15日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成25年10月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	29,433	7,625	2,545	39,604	—	39,604
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	0	1,500	1,507	△1,507	—
計	29,439	7,625	4,046	41,111	△1,507	39,604
セグメント利益	4,714	518	60	5,293	10	5,304

(注) 1. セグメント利益の調整額10百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成26年10月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	28,753	9,863	2,578	41,194	—	41,194
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	0	1,516	1,523	△1,523	—
計	28,759	9,864	4,094	42,718	△1,523	41,194
セグメント利益	4,965	1,624	97	6,688	8	6,696

(注) 1. セグメント利益の調整額8百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成26年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	115円98銭	149円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,086	3,955
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	3,086	3,955
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,610	26,530
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	115円65銭	148円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	77	96
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成27年5月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 875百万円
(ロ) 1株当たりの金額 33円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成27年6月15日

(注) 平成27年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月11日

株式会社TKC

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月11日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	T K C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第49期第3四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。